改　　正　　後

個⑥004　財産及び債務の明細書【裏面】

この明細書を提出しなければならない方……確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の各種の所得金額の合計額が２千万円を超える方は、その年12月31日（年の途中で死亡したり出国する方の場合は、その死亡又は出国の日。以下同じ。）現在の財産や債務についてその種類や金額を記入したこの明細書を確定申告書（修正申告によって、その年分の各種の所得金額の合計額が２千万円を超えることとなった方は、その修正申告書）に添付して提出しなければならないことになっています（所得税法第232条）。

なお、「所得金額」には、①源泉分離課税の所得、②少額な配当所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、③内国法人から支払を受ける一定の上場株式等の配当のうち確定申告をしないことを選択したもの、④源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、⑤退職所得の金額は含まれません。

◉　**国外に存する財産と債務についても書いてください。**

「財産又は債務の種類」欄	「財産又は債務の細目」欄	「財産の価額又は債務の金額」欄
1　申告書に貸借対照表を添付しない場合 **（１）　事業を営んでいない場合** 財産と債務を次の種類に区分し、次の順序で書いてください。 **財産**……土地（林地を含む。）、建物、山林、現金、預貯金、有価証券（株式、公社債、証券投資信託、貸付信託などの有価証券）、貸付金、未収入金、受取手形、書画骨とう及び美術工芸品（１点10万円以上のものに限る。）、貴金属類（１点10万円以上のものに限る。）、家庭用動産（１個又は１組の価額が10万円以上のものに限る。）、その他の財産（１件10万円以上のものに限る。） ※　**家庭用動産**とは、例えば、家具、什器備品や自動車など、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類以外の家庭用の動産をいい、**その他の財産**とは、上のどの種類の財産にも当てはまらない財産、例えば、有価証券化していない出資、信託財産、無体財産権、生命保険料の払込金額、有償取得した賃借権などです。 **債務**……借入金、支払手形、未払金、未払税金、その他の債務 **（２）　事業を営んでいる場合** 財産と債務を、①事業に直接関係がないもの（一般用財産という。）と事業に直接関係があるもの（事業用財産という。）とに分け、②更に、一般用財産については、上の**事業を営んでいない場合**と同じように、また、事業用財産については、**次の種類**に区分し、一般用財産の次に事業用財産であることを表示して、それぞれ書いてください。 ※　この場合、一般用財産か事業用財産か区分しにくいものについては一般用財産としてください。 **財産**……現金、預貯金、受取手形、売掛金、未収入金、貸付金、前払金、仮払金、商品、製品、原材料、仕掛品、半製品、機械装置、工具、器具、備品、車両、運搬具、船舶、土地、建物、構築物、山林、無体財産権など **債務**……支払手形、買掛金、未払金、前受金、仮受金、預り金、借入金など **2　申告書に貸借対照表を添付する場合** 確定申告書に事業所得、不動産所得又は山林所得について貸借対照表を添付する場合は、①貸借対照表に記載される財産と債務については、「元入金＋事業主借＋所得金額－事業主貸」の合計金額を**事業元入金**とし、「財産」欄（この合計額が赤字になったときは「債務」欄）に書いてください。また、②貸借対照表に記載されない資産については、上の**申告書に貸借対照表を添付しない場合**と同じように書いてください。	この欄には、「財産又は債務の種類」欄に書いた財産や債務のうち、次に掲げるものについてその細目を次のように区分して書いてください。 ※　したがって、現金、預貯金、貸付金、未収入金、受取手形、家庭用動産、借入金、支払手形、未払金、未払税金については、それぞれの総額だけを書けば結構です。 **（種類）　　（細　目）** **土地**……「宅地」、「田畑地」、「林地」、「その他」に区分し、更に「自家用」と「貸地」とに区分したそれぞれの筆数と面積 **建物**……「住宅」、「店舗」、「工場」、「その他」に区分し、更に「自家用」と「貸家」とに区分したそれぞれの戸数と床面積 **山林**……林地面積 **有価証券**……「株式」、「公社債」、「証券投資信託」、「貸付信託」などに区分し、株式についてはその株数、その他のものについてはその口数 **書画骨とう、美術工芸品、貴金属類**……１点10万円以上のものについて、その点数 **その他の財産**……１件10万円以上のものについて、その種類 **その他の債務**……支払手形、未払金、借入金、未払税金以外の債務について、その種類	**1　前年もこの明細書を提出した場合** **（１）　一般用財産**（事業に直接関係がないもの） A　**前年から引き続いて所有している財産、債務**……前年分の明細書に記載した金額をそのまま書いてください。ただし、災害や取壊しなどのため一部滅失した財産については、その滅失した部分に相当する価額を控除した金額を、増改築その他の手入れにより改良が行われた財産についてはその改良費などを加えた金額を書いてください。 B　**本年新たに取得した財産など**……財産については、その取得価額（相続、遺贈又は贈与により取得した財産についてはその取得時における見積価額）を、債務についてはその金額を書いてください。 **（２）　事業用財産**（事業に直接関係があるもの） A　**申告書に貸借対照表を添付しない場合** a　**棚卸資産**……事業所得の計算の基礎となったその年12月31日現在の評価額 b　**青色申告者の減価償却資産**……その年12月31日現在の償却後の価額 c　**その他の財産、債務**……一般用財産と同じ方法によって計算した金額 B　**申告書に貸借対照表を添付する場合** **事業元入金**……左側の「財産又は債務の種類」欄の２の①の算式で計算した金額 **2　本年新たにこの明細書を提出する場合** **（１）　一般用財産**（事業に直接関係がないもの） A　**土地、建物**……その年12月31日現在の見積価額（最近に有償取得したものはその取得価額により、その他のものは固定資産税の課税標準の価額によっても差し支えありません。） B　**山　林**……その年12月31日現在の見積価額（推定材積数と市価による見積価額により、幼令林については植林費又は取得費と管理費との合計額によっても差し支えありません。） なお、山林の価額は立木の価額により、山林の林地の価額は「林地」として上の**土地**のところに書いてください。 C　**有価証券**……額面金額（額面のない株式は発行価額、オープン型証券投資信託の受益権はその取得をした時における受益権１口当たりの金額）による価額 D　**書画骨とう、美術工芸品、貴金属類、家庭用動産、その他の財産**……その年12月31日現在の見積価額（最近に有償取得したものは、その取得価額によっても差し支えありません。その他のものについては適正に見積もってください。） **（２）　事業用財産**（事業に直接関係があるもの） 上の**前年もこの明細書を提出した場合**と同じですから、上の１の（２）に説明してある方法によって書いてください。
「備考」欄	この明細書に書いた財産と債務について、あなたが税務署に説明しておきたいと思われる事項などを書いてください。	

改　　正　　前

個⑥004　財産及び債務の明細書【裏面】

この明細書を提出しなければならない方……確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の各種の所得金額の合計額が２千万円を超える方は、その年12月31日（年の途中で死亡したり出国する方の場合は、その死亡又は出国の日。以下同じ。）現在の財産や債務についてその種類や金額を記入したこの明細書を確定申告書（修正申告によって、その年分の各種の所得金額の合計額が２千万円を超えることとなった方は、その修正申告書）に添付して提出しなければならないことになっています（所得税法第232条）。

なお、「所得金額」には、①源泉分離課税の所得、②少額な配当所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、③内国法人から支払を受ける一定の上場株式等の配当のうち確定申告をしないことを選択したもの、④源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、⑤退職所得の金額は含まれません。

◉　**国外に存する財産と債務についても書いてください。**

「財産又は債務の種類」欄	「財産又は債務の細目」欄	「財産の価額又は債務の金額」欄
1　申告書に貸借対照表を添付しない場合 **（１）　事業を営んでいない場合** 財産と債務を次の種類に区分し、次の順序で書いてください。 **財産**……土地（林地を含む。）、建物、山林、現金、預貯金、有価証券（株式、公社債、証券投資信託、貸付信託などの有価証券）、貸付金、未収入金、受取手形、書画骨とう及び美術工芸品（１点10万円以上のものに限る。）、貴金属類（１点10万円以上のものに限る。）、家庭用動産（１個又は１組の価額が10万円以上のものに限る。）、その他の財産（１件10万円以上のものに限る。） ※　**家庭用動産**とは、例えば、家具、什器備品や自動車など、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類以外の家庭用の動産をいい、**その他の財産**とは、上のどの種類の財産にも当てはまらない財産、例えば、有価証券化していない出資、信託財産、無体財産権、生命保険料の払込金額、有償取得した賃借権などです。 **債務**……借入金、支払手形、未払金、未払税金、その他の債務 **（２）　事業を営んでいる場合** 財産と債務を、①事業に直接関係がないもの（一般用財産という。）と事業に直接関係があるもの（事業用財産という。）とに分け、②更に、一般用財産については、上の**事業を営んでいない場合**と同じように、また、事業用財産については、**次の種類**に区分し、一般用財産の次に事業用財産であることを表示して、それぞれ書いてください。 ※　この場合、一般用財産か事業用財産か区分しにくいものについては一般用財産としてください。 **財産**……現金、預貯金、受取手形、売掛金、未収入金、貸付金、前払金、仮払金、商品、製品、原材料、仕掛品、半製品、機械装置、工具、器具、備品、車両、運搬具、船舶、土地、建物、構築物、山林、無体財産権など **債務**……支払手形、買掛金、未払金、前受金、仮受金、預り金、借入金など **2　申告書に貸借対照表を添付する場合** 確定申告書に事業所得、不動産所得又は山林所得について貸借対照表を添付する場合は、①貸借対照表に記載される財産と債務については、「元入金＋事業主借＋所得金額－事業主貸」の合計金額を**事業元入金**とし、「財産」欄（この合計額が赤字になったときは「債務」欄）に書いてください。また、②貸借対照表に記載されない資産については、上の**申告書に貸借対照表を添付しない場合**と同じように書いてください。	この欄には、「財産又は債務の種類」欄に書いた財産や債務のうち、次に掲げるものについてその細目を次のように区分して書いてください。 ※　したがって、現金、預貯金、貸付金、未収入金、受取手形、家庭用動産、借入金、支払手形、未払金、未払税金については、それぞれの総額だけを書けば結構です。 **（種類）　　（細　目）** **土地**……「宅地」、「田畑地」、「林地」、「その他」に区分し、更に「自家用」と「貸地」とに区分したそれぞれの筆数と面積 **建物**……「住宅」、「店舗」、「工場」、「その他」に区分し、更に「自家用」と「貸家」とに区分したそれぞれの戸数と床面積 **山林**……林地面積 **有価証券**……「株式」、「公社債」、「証券投資信託」、「貸付信託」などに区分し、株式についてはその株数、その他のものについてはその口数 **書画骨とう、美術工芸品、貴金属類**……１点10万円以上のものについて、その点数 **その他の財産**……１件10万円以上のものについて、その種類 **その他の債務**……支払手形、未払金、借入金、未払税金以外の債務について、その種類	**1　前年もこの明細書を提出した場合** **（１）　一般用財産**（事業に直接関係がないもの） A　**前年から引き続いて所有している財産、債務**……前年分の明細書に記載した金額をそのまま書いてください。ただし、災害や取壊しなどのため一部滅失した財産については、その滅失した部分に相当する価額を控除した金額を、増改築その他の手入れにより改良が行われた財産についてはその改良費などを加えた金額を書いてください。 B　**本年新たに取得した財産など**……財産については、その取得価額（相続、遺贈又は贈与により取得した財産についてはその取得時における見積価額）を、債務についてはその金額を書いてください。 **（２）　事業用財産**（事業に直接関係があるもの） A　**申告書に貸借対照表を添付しない場合** a　**棚卸資産**……事業所得の計算の基礎となったその年12月31日現在の評価額 b　**青色申告者の減価償却資産**……その年12月31日現在の償却後の価額 c　**その他の財産、債務**……一般用財産と同じ方法によって計算した金額 B　**申告書に貸借対照表を添付する場合** **事業元入金**……左側の「財産又は債務の種類」欄の２の①の算式で計算した金額 **2　本年新たにこの明細書を提出する場合** **（１）　一般用財産**（事業に直接関係がないもの） A　**土地、建物**……その年12月31日現在の見積価額（最近に有償取得したものはその取得価額により、その他のものは固定資産税の課税標準の価額によっても差し支えありません。） B　**山　林**……その年12月31日現在の見積価額（推定材積数と市価による見積価額により、幼令林については植林費又は取得費と管理費との合計額によっても差し支えありません。） なお、山林の価額は立木の価額により、山林の林地の価額は「林地」として上の**土地**のところに書いてください。 C　**有価証券**……額面金額（無額面株式は発行価額、オープン型証券投資信託の受益権は、その取得をした時における受益権１口当たりの金額）の合計額 D　**書画骨とう、美術工芸品、貴金属類、家庭用動産、その他の財産**……その年12月31日現在の見積価額（最近に有償取得したものは、その取得価額によっても差し支えありません。その他のものについては適正に見積もってください。） **（２）　事業用財産**（事業に直接関係があるもの） 上の**前年もこの明細書を提出した場合**と同じですから、上の１の（２）に説明してある方法によって書いてください。
「備考」欄	この明細書に書いた財産と債務について、あなたが税務署に説明しておきたいと思われる事項などを書いてください。	